

災害時における応急対策に関する実施細目

1 趣旨

この実施細目は、文京区内で震度 5 弱以上の地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、文京江戸川橋体育館（東京都文京区小日向一丁目 7 番 4 号。以下「体育館」という。）において、文京区地域防災計画 平成 27 年度修正（平成 24 年度修正追補版）に基づく避難所を開設し、及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

2 避難所の開設

文京区内で災害等が発生した場合は、文京区災害対策本部の決定により、文京江戸川橋体育館避難所運営協議会（以下「協議会」という。）が体育館に避難所を開設する。ただし、災害等が発生した場合において緊急に対応することが必要であると認められるときは、体育館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、自主的な判断に基づいて避難所を開設し、文京区災害対策本部にその旨を報告するものとする。

3 避難所の運営

避難所は、文京区職員、指定管理者及び協議会が協働して避難所運営本部を設置し、文京江戸川橋体育館避難所運営協議会運営規約に基づき、避難所を運営する。

4 震度 5 弱以上の地震への対応

文京区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、文京区職員及び指定管理者が避難所を開設し、及び運営し、協議会関係者等による協力を可能な範囲で得るものとする。

5 体育館利用者への対応

文京区内で災害等が発生した場合は、指定管理者は、次の対応を行うものとする。

- (1) 体育館を所管する文京区アカデミー推進部スポーツ振興課と緊密に連絡を取ること。
- (2) 体育館利用者及び体育館の安全確認を行った後、体育館利用者等に避難所、帰宅困難者対応施設（文京シビックセンター、文京スポーツセンター及び都立高校）等についての情報提供を行うこと。
- (3) 体育館の利用について行事主催者と協議し、体育館の利用の制限又は停止を命ずること。
- (4) 体育館利用者の申出に基づき、体育館利用者を一定時間当該体育館内で保護すること。

6 帰宅困難者等への対応

指定管理者は、文京区内で災害等が発生した場合に、帰宅困難者が体育館に避難を求めてきたときは、体育館運営に支障のない範囲で、休憩場所、トイレ等の提供その他の一時的な支援を行うとともに、帰宅困難者対応施設を案内する。

7 その他

- (1) 指定管理者は、協議会の会議、防災訓練等に参加し、及び協力するよう努めなければならない。
- (2) 体育館の鍵については、協議会が指定する者に貸与するものとする。
- (3) この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。